

年頭のごあいさつ

社団法人東京都リサイクル事業協会
会長 畑 俊一



新年明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また日頃より当協会の運営に多大なご理解・ご協力を賜りまして心より御礼申し上げます。

近年社会的な環境意識の高まりとともに、再生資源の回収量は年々増加を続けております。また経済のグローバル化によって、再生資源も国際マーケットの動向に大きな影響を受けるようになって参りました。

とりわけ昨年は、主要再生資源の高騰と暴落という、激変に見舞われました。世界中に蔓延している百年に一度といわれる深刻な経済危機の局面は、当業界にも重くのしかかってきしております。私どもはこうした環境変化に機敏に即応し、効率と安定・持続性を重視した循環型社会の構築の一翼を担えるよう心がけて参る所存です。

先行き不透明な経済状況の今こそ、つぎの百年の社会システムをつくる好機でもあるはずです。そのためには都民・行政・事業者による連携と協力体制をいっそう強力に進める必要があります、当協会への期待が益々高まっていることを実感しております。皆さまにおかれましては是非とも当協会をご活用いただきたいと願っております。

新年にあたり、皆さまの益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、当協会に対しまして倍旧のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



平成20年を振り返り、リサイクル業界からみた10大ニュースを挙げてみました。
詳しくは次ページで紹介しています。

1 古紙配合率偽装問題発覚

4 古紙輸出価格－価格高騰・暴落の急変。大余剰のおそれ

**5 PETボトルリサイクル市場の混乱
(高騰暴落のダブルパンチ)**

6 「日資連」経済産業省認可受ける

7 14年ぶり、23区廃棄物手数料値上げ(4円/kg)

8 23区ごみの分別を大幅変更

9 集団回収増加の傾向

10 化粧品びんリサイクルの拡大作戦はじまる

本誌のトピック

- 平成20年リサイクル業界10大ニュース → 2~3頁
- 12/1再生資源抜取防止促進フォーラムの報告 → 4~5頁
- 再生資源市況暴落状況 → 6頁

**3 鉄・非鉄スクラップ、大高騰
後の大暴落**

リサイクル業界 平成20年 10大ニュース

1 古紙配合率偽装問題が発覚

平成20年1月、年賀状の古紙配合率が数%であることが明るみになった再生紙配合率の偽装問題。コピー用紙など印刷情報用紙の一部にまで拡大しました。一部市民から「古紙リサイクルには意味がない」という声もあがりました。定着してきた古紙のリサイクルに水をさすことにならないよう、回収された古紙は全量リサイクルされていることを本誌第10号でアピールしました。

2 抜取行為が最高裁で有罪確定

世田谷区のごみの集積所から古紙を抜き取る行為が争わっていましたが、最高裁で12名全員の有罪判決が確定しました。条例違反という法的な結論は出たものの、抜取行為は都内各地で依然として後を絶たず、行政回収だけでなく集団回収にまで及ぶ地域もありました。当協会は引き続き問題解決にむけて取り組んで参ります。

3 鉄・非鉄スクラップ、大高騰後の大暴落

中国など経済発展めざましい新興国の旺盛な需要に支えられ、金属スクラップは活況を呈していました。しかし夏以降事態は一変。市況は業界がかつて経験したことのない底の見えない大暴落に陥り、取引関係各位にまで影響が出ました。回復基調の兆しを早く見たいものです。

4 古紙輸出価格－価格高騰・暴落の急変。大余剰のおそれ

日本で集められた古紙の約2割は中国を中心にお海外へ輸出されることで、需給バランスをとっていました。しかし中国の古紙原料の買い控えにより、輸出価格も下落、国内では年末に古紙余剰の傾向が見えてきました。



5 PETボトルリサイクル市場の混乱(高騰景落のダブルパンチ)

国内で回収された PET ボトルの半数は海外へ輸出されてきましたが、10月過ぎより引き取り拒否の事態に陥り、いまだ収束の見込みがたちません。この事態を重くみた日本容器包装リサイクル協会では、市町村に対して再入札をしました。



6 「日資連」経済産業省認可受ける

資源回収業界の全国組織である日資連が経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課より全国組織として認可されました。日本の 3R を推進するために必要不可欠な業界組織として益々のご活躍が期待されます。おめでとうございます。

7 14年ぶり、23区廃棄物手数料値上げ(4円/kg)

23区内の廃棄物処理手数料が 28.5 円 / kg から 32.5 円 / kg に改定されました。実際にかかるごみ処理経費とのかい離を縮めるためのもので、平成 6 年以来の値上げとなりました。事業系リサイクル促進につながることが期待されます。

8 23区ごみの分別を大幅変更

23区ではこれまで不燃ごみであった廃プラスチック等のごみの区分を 30 年ぶりに変更しました。区の事情により分け方は異なりますが、大きくは資源化と焼却とに 2 分されます。今後のごみの発生抑制と減量への一歩となることを望んでいます。

9 集団回収増加の傾向

23区と多摩地域における集団回収量は年々着実に増加傾向にあります。平成 19 年度の実績は 31 万 7 千㌧となっており 5 年前の平成 15 年度と比較すると 15% 増加しています。民々リサイクルの発展に益々拍車をかけたいものです。

10 化粧品びんリサイクルの拡大作戦はじまる

従来化粧品のびんはさまざまな素材から作られており、リサイクルが困難で不燃ごみ扱いされていました。しかし化粧品業界の努力によって他のびんと同じソーダ石灰ガラスに切り替えられ、今では乳白色びん以外はリサイクルできるようになりました。

～1年を振り返って～

平成 20 年は洞爺湖の環境サミットや北京オリンピック、世界的な金融危機などさまざまな記憶に残る出来事がありました。リサイクル界では、何十年ぶりという制度変更、抜き取り問題の法的決着、かつてない市況の大変動などがあり、大きな荒波にもまれながらも、

確実に漕ぎ渡ってきた年がありました。もしかしたら、平成 20 年はリサイクルの歴史に残る大きな節目の年だったと将来言われるかもしれません。大海原の嵐はしばらく続きそうですが、船員（都民の皆さん・行政・リサイクル業界等）の団結力をより高め、まい進していきたいものです。

再生資源抜き取り防止促進フォーラム開催報告

再生資源の抜き取り行為をなくそうと、昨年12月4日(月)午後5時～7時、ホテルラングウッド(荒川・東日暮里)飛翔の間においてフォーラムを開催しました。行政機関や業界関係者等160名を超える参加者を得て、白熱した討論を行いました。

前半は基調講演と都内自治体等を対象にしたアンケート調査結果の発表を行い、後半は5人のパネリストによるパネルディスカションを行いました。ここでは主要プログラムの報告要旨を掲載します。



<基調講演(報告要旨)>

「世田谷区における資源持ち去り対策について」

松下洋章様(世田谷区清掃・リサイクル部事業課長)

世田谷区は、23区内で最も規模が大きい住宅都市である。人口約84万人、約43万世帯を擁し、資源・ごみ集積所数も約5.5万か所にのぼる。人口は増加傾向にあるが、ごみ収集量はバブル期を頂点として一貫して減少傾向にある。区民一人あたりごみ収集量は23区平均を下回り、平成15年度からの4年間で9.4%の減量を達成しており、区民・事業者の皆さんによる減量努力の成果と考えている。

ごみ減量の柱である資源回収について、世田谷区では昭和50年頃から区民の皆さんによる集団回収が活発に行われてきた。行政回収は平成4年から開始し、平成12年から区内全域に拡大した。その後、平成14年頃から資源を集積所から無断で持ち去る行為が頻発し、区民から年間1千件を超える苦情や対応要望が寄せられ、資源回収量も減少に転じる事態となった。

このため、平成15年に条例を改正して区内全域で資源の持ち去り行為を禁止し、平成16年3月から罰則を施行して一定の効果を挙げた。平成16年に区が

実施した区民意識調査でも「資源持ち去り禁止(世田谷区清掃・リサイクル条例の改正)」には約6割もの区民の支持が得られている。

条例改正後繰り返し行われた持ち去り行為について区は告発に踏み切り、裁判となつたが、平成20年7月に最高裁ですべて有罪が確定した。しかし、平成19年頃からの資源価格上昇を背景に再び持ち去りが相次いだため、最高裁判決後も繰り返し行われた行為に対して、平成20年11月に新たな告発を行った。

分別排出する区民の皆さんの協力によってリサイクルは支えられている。資源の持ち去りは、区民と行政の信頼関係や、区民のリサイクルへの意識を損ねかねない行為である。お集まりの皆様と連携して、資源を確実に受け渡すしきみを守り、持ち去り防止の取り組みを少しでも広げていきたい。



<パネルディスカション(報告要旨)>

「検証：抜き取り行為を許さない地域社会をめざして」

パネルディスカションは山本コーディネーターとパネリストの質疑応答形式で進められ、後半は会場の参加者の意見や情報提供を交えて白熱した討論が行われました。ここでは各発言者の要約をまとめてご報告します。

■パネリスト(行政)

地域の実情に見合った取り組みを、全国に広げていくべき

松下洋章さん(世田谷区清掃・リサイクル部事業課長)

ことに踏み切った自治体もあると聞く。こうした取り組みの広がりが世論を喚起し、業界の取り組みも広げ、警察等関係機関の理解を得ることにつながる。今日のフォーラムもその一步である。



全国自治体で構成する全国都市清掃会議も、資源持ち去り禁止の法制化を視野に入れた取り組みを国に求めるなど、平成20年7月の最高裁判決を受け、自治体の機運が高まっていることを申添える。

■パネリスト(住民)

市民は自分の出した資源が誰に処理されているかを意識すべき

江尻京子さん(特定非営利活動法人東京・多摩リサイクル市民連邦事務局長)

許している状況は再考すべき。市民はリサイクルを進めると同時に不正な業者に古紙は出さないという姿勢であるべきだ。



■パネリスト（回収業者）

社会をあげて抜き取りできない環境づくりへの努力が必要

吉浦高志さん（株久米川紙業代表取締役社長）

抜き取り問題への対応は回収組合（東京都資源回収事業協同組合）としてできることは手を尽くしてきたつもり。しかし組合員でやってきた者は脱会して続けている。これはアウトサイダーの問題。最近では環境美化を謳うNPO法人など抜き取る手口も悪質・巧妙化してきている。抜き取る現場をおさえて警察を呼んでも始末書止まりで、半日が費やされすべてに対応するには限界がある。



業界は「抜き取り行為をしない・させない」。古紙問屋・輸出商社は「不正に集めた古紙を買わない」。製紙会社は「不正な古紙は使用しない」。消費者・行政には「不正古紙で作った紙は買わない」ということを「できる・できない」関係なくまずメッセージとして発信すべき。

■パネリスト（古紙問屋）

自治体による条例の整備と地道な抜取行為の証拠事案の積み重ねが重要

上田雄健さん（三弘紙業株代表取締役会長）

問屋組合（関東製紙原料直納商工組合）として、平成12年より法律事務所に依頼して窃盗罪等となりうる法的見解をまとめていただいたり、手引書等を作成し、自治体や業界へ配布するなど対策を講じてきた。この間数多くの自治体で条例をつくり、これらの情報が有効に働いているはずだ。



市民・業者・行政・警察が一体となり、小さな事案でも被害金額が少なくとも証拠事案を地道に積み上げれば、大きな被害に膨らむ。窃盗であれば買取問屋は故買（盗品譲り受け等）となる。条例も顕著な効果がないとのことだが、相乗的に効果が現れるはずだ。

■パネリスト（法曹）

資源の抜き取りが可罰的違法性のある行為であることを世論醸成できるかが鍵

服部 弘さん（大原法律事務所弁護士）

平成12年に関東商組に依頼を受けて、法的解釈を整理した。当時は自治体の条例が出ておらず、刑法の窃盗と偽計業務妨害罪適用の検討をした。しかし実際は刑法というよりは、むしろ条例違反ということで実態が先行してきたようだ。

窃盗罪の適用となると、抜き取られた古紙に果たして財物性があるのかというところもあって、警察も及び腰なのだろう。犯罪が成立しても、警察が動くかどうかは別の問題。しかし主観的な価値があれば財物となるのが刑法理論でもあり、十分窃盗となりうる。明らかに高価でないと警察も動けないとということであったかもしれない



いが、これも意識の問題。

対象となっているのはごみではなく資源であること、住民からの関心も非常に高く、リサイクルシステムを守らなくてはならないという世論が醸成されれば、状況は全く変わってくるはず。例えば、セクハラでも社会全体の常識が大きく変わってきているから、警察も動くようになった。条例違反の事例をつかさねて、なおなくならないということであれば、刑法をもって対応してくれというお願いをすることも有効ではないか。

■フローアーからの意見と情報提供等

- 民々での対策には限界があり、官民で窃盗罪にする具体的方策を示してもらいたい。（回収業界）
- 区長会で抜き取り対策を討議してもらい、統一された条例を設定する必要がある。（回収業界）
- 行政と警察と連携して対応しているが、始末書止まりで、抜き取り行為は減らない。罰則付きの条例が不可欠。（回収業界）
- 路上での収集であり禁止条例もないことから地元警察には被害届すら受け付けてもらえない。（行政）
- 条例はないが集団回収方式で区内全域で回収している。財産性を明確にし、行政と警察と十分協議をした。町会の方が始終見回りをして警察への通報体制がとれ、パトカーが出動してもらえる態勢ができている。今年に入り7-8件その場で逮捕して、厳重注意となっている。（回収業界）

- 集団回収強化の方向に転換した。禁止条例はあるがこれに罰則規定を盛り込むと現状の限られた人員では対応しきれないジレンマもある。（行政）
- 集団回収での抜き取りに対して、警察に相談しても「市民からの被害届が必要」と動いてくれない。行政の対応は業者からは歯がゆい。市民の声が弱いと感じる。（回収業界）
- 窃盗罪となれば解決するはず。これは業界アウトサイダーの問題ではなくインサイダーの問題。買っている問屋がいることに対して、どう応えてよいか、どう対処すべきか。東リ協会の総意を明確にすべき。（回収業界）



■コーディネイター

抜き取り対策は地域力の問題でもある。東リ協会には抜き取り防止の先導役を期待する。

山本耕平（株）ダイナックス都市環境研究所所長

平成20年7月の世田谷区、10月の下関市での最高裁判決によれば条例違反の抜き取り行為に対して法的には厳しい判断が示されている。しかし条例ができるまでも、実際に防止効果をあげるためににはさまざまな課題が残されている。

このフォーラムでは、市民・行政・業界・法曹の立場の方から示唆に富むヒントや貴重な情報を聞くことができた。一言でいえば制度があってそれを地域で守り抜くためには、行政、住民、業界の連携が不可欠で、地域が抜き取り行為に対して確固たる意志を示さないと、警

察の積極的な協力も得られないということだ。まさに地域力が問われているともいえそうだ。特に、再生資源業界が抜き取りという不法行為に対して、明確な意思表示と態度を示すことが重要だ。今回のフォーラムは、業界が一丸となって不法行為に反対する強い意志を表明したことによる意味がある。東リ協会には、この成果を社会に強くアピールすると共に、先頭に立って、行政や市民を巻き込んだ取り組みの強力な推進役になってもらうことを期待したい。



激変する再生資源市況について

平成 20 年の後半、米国の金融不安に端を発して世界的な景気後退がはじまりました。中国等海外の再生資源需要は冷え込み、鉄スクラップをはじめとする一部の再生資源については、価格暴落や荷止め（入荷制限）等の事態が生じています。現時点では全く底が見えず、不透明な状況にあります。

かつて平成 8 ~ 9 年頃、一部再生資源の大余剰が社会問題化したこともあり、こうしたことが二度と繰り返されることのないようにしなければなりません。再生資源の回収をはじめとする受け皿機能を担う当業界としては、今後ともせっかく回収された資源がごみ化することのないよう努力していく所存です。ここでは平成 20 年 11 月 18 日付けで当協会調査による再生資源市況を掲載します。

■ 再生資源市況について ■

平成 20 年 11 月 18 日現在

品 目	市 態
鉄スクラップ	アジア経済の発展による旺盛な需要に支えられて製鋼原料である鉄・銅・アルミスクラップなどの需要が高まった。また国内では鉄鋼・アルミ製品の生産量の増大と輸出価格の高騰に連動して、価格が上昇を続けてきた。しかし本年 7 月をピークに価格下落が始まった。H2 グレードの価格は 7 万円 / トンだったが、10 月末現在には 1 / 7 に大幅下落。かつて経験したことのない急激な落ち込みとなっている。国内においても建材需要の落ち込みにより需給は低迷。不透明な状態が続いている、短期の回復は難しそう。
飲 料 缶	スチール缶とアルミ缶については国内でリサイクルされているが、価格は鉄スクラップの市場に連動しているためこちらも大幅に下落。特にスチール缶については、限りなく無償に近い状態で取り引きされている。アルミ缶もこの 3 ヶ月ほどで 1 / 3 に下落している。
古 紙	古紙のリサイクルは約 8 割を国内の製紙メーカーに、残る 2 割を中国主体に輸出することで、需給バランスを保ってきた（平成 19 年は約 2,300 万トン / 年の回収量。内訳は国内メーカーの需要量が約 1,900 万トン強 / 年、残る 400 万トン弱 / 年が輸出）。日本の古紙は主に中国が製品輸出する際、使用する梱包用ダンボールの原料として出荷してきた。しかしここにきて中国の製品輸出が減り、古紙原料を買い控える傾向が顕著となってきた。国内メーカーも古紙在庫の調整のため問屋の納入制限が出始めた。都内及び首都圏の古紙問屋ヤードの平均在庫能力は 3 ~ 5 日分と少ない。出口が限られた問屋に古紙が集まりだと集中豪雨に対応できない道路のようにあつという間に冠水を引き起こすとみられる。平成 8 年～ 9 年の古紙余剰が社会問題化したが、当時よりも回収量は増えていることから当時の状況をはるかにこえる勢いで問題化することが懸念される。滞貨が長期にわたれば古紙の劣化が進み、資源価値が下がるためごみと化してしまうおそれもある。
PET ボトル	国内で回収されたペットボトルの約半数は海外へ輸出されリサイクルされてきた。しかし本年 10 月より輸出価格が毎週のように下落が続き、一部では引き取り拒否の事態にまで陥っている。輸出ルート分は行き場を失い、収束する見通しがない状態。 < PET ボトルリサイクル量とフロー（平成 19 年度）> (数値は PET ボトルリサイクル推進協議会より) <ul style="list-style-type: none"> ● 国内発生量（販売量、輸入ボトル含む）一約 57.3 万トン / 年 ● 回収ルート別の回収量 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体回収量 28.3 万トン / 年 (指定法人ルート - 約 14 万トン / 年、独自処理 - 14.3 万トン) ○ 事業系回収量 11.3 万トン / 年 (捕捉不能分あり) ● 国内リサイクル量（指定法人ルート + 国内向け回収量） 27 万トン / 年 ● 輸出量 29.5 万トン / 年 (推定)
廃プラスチック	PET ボトル同様、輸出価格下落と大きな停滞傾向が顕著になってきた。今後の見通しが全く立たない状況にある。



謹んで新春の お慶びを申し上げます

当協会会員一同

東京都資源回収事業協同組合
理事長 吉川太郎

東京壟容器協同組合
理事長 今井一夫

関東製紙原料直納商工組合
理事長 深田和利

東京都製紙原料協同組合
理事長 近藤 勝

東京硝子原料問屋協同組合
代表理事 菅沢和志

東京廃棄物事業協同組合
理事長 渡邊省吾

東都魚さい処理協同組合
理事長 伊藤和志

関東古纖維協会
代表 中野聰恭

千代田区リサイクル事業協同組合
代表理事 高橋 健

中央資源リサイクル事業協同組合
理事長 今井一夫

港区リサイクル事業協同組合
理事長 村田 稔

新宿区リサイクル事業協同組合
理事長 佐藤一郎

東京包装容器リサイクル協同組合
代表理事 笠井仁志

文京区リサイクル事業協同組合
理事長 青葉喜彦

墨田リサイクル事業協同組合
代表理事 石橋駒雄

江東リサイクル協同組合
代表理事 松永義夫

目黒区古紙回収業者連絡協議会
会長 斎木達也

大田区リサイクル事業協同組合
代表理事 西 義雄

世田谷リサイクル協同組合
理事長 井上英之

渋谷区リサイクル事業協同組合
理事長 信太政光

中野区リサイクル協同組合
代表理事 北田武夫

同栄資源回収事業協同組合
理事長 荒木直義

北区リサイクラー事業協同組合
理事長 上原翼尚

協同組合 板橋資源化センター
理事長 皆川三彦

青梅資源リサイクル事業協同組合
代表理事 吉崎稔旺

八王子資源化事業協同組合
代表理事 金林鍾萬

日野市資源リサイクル事業協同組合
代表理事 土方十四江

東多摩再資源化事業協同組合
代表理事 紺野武郎

多摩市リサイクル協同組合
代表理事 佐々木義春

町田市資源協同組合
理事長 藤井孝春

レンガ型アルミ付き紙パックリサイクル・ネットワーク【洗浄加工事業者】

使用済みアルミ付き紙パックの裁断・洗浄

食品の加工処理機器と紙容器充填包装システムを提供している日本テトラパックは、容器の製造にとどまらず、使用済みアルミ付き紙パックのリサイクルを積極的に支援しています。

飲用後のアルミ付き紙パックをリサイクルするためには、再生紙工場へ運ぶ前に容器を裁断・洗浄することが必要です。

私たちはこうしたリサイクルに必要な加工を行なう企業との提携を積極的にすすめています。

レンガ型アルミ付き紙パックのリサイクルをご検討の皆様、今すぐ弊社までご相談ください。

連絡先
日本テトラパック株式会社 環境本部
東京都千代田区紀尾井町6-12(金井/中島)
TEL.03-5211-2062 FAX.03-5211-2195

稼働中設備

関東エリア	甲信越エリア
千葉県成田市・千葉市 (株)共同エンタープライズ	山梨県北杜市 国土興産(株)
埼玉県さいたま市 (株)新井商店	中部東海エリア 静岡県富士市
神奈川県厚木市 ベストトレーディング(株)	
東京都西多摩郡 (株)宮崎	旭化成紙業(株)
東京都足立区 (株)トベ商事	



Tetra Pak、△、「大切なものを包んでいます」は、テトラパック・グループに帰属する登録商標です。

レンガ型アルミ付き紙パックリサイクル・ネットワーク【再生紙メーカー】

使用済みアルミ付き紙パックの裁断・洗浄

食品の加工処理機器と紙容器充填包装システムを提供している日本テトラパックは、容器の製造にとどまらず、使用済みアルミ付き紙パックのリサイクルを積極的に支援しています。

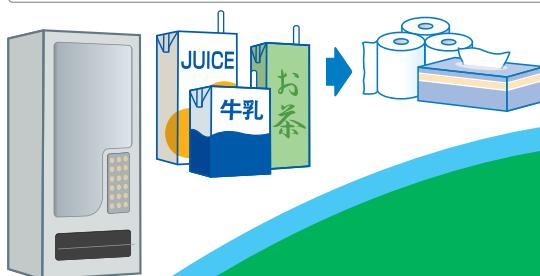
飲用後のアルミ付き紙パックは、洗浄加工後、再生紙メーカーで再資源化(トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど)されています。私たちはアルミ付き紙パックをリサイクルしている企業との提携を積極的にすすめています。

レンガ型アルミ付き紙パックのリサイクルをご検討の皆様、今すぐ弊社までご相談ください。

連絡先
日本テトラパック株式会社 環境本部
東京都千代田区紀尾井町6-12(金井/中島)
TEL.03-5211-2062 FAX.03-5211-2195

再生紙工場

関東エリア	中部東海エリア
神奈川県川崎市 三栄レギュレーター(株)	静岡県富士宮市 信栄製紙(株)
甲信越エリア	静岡県富士市 丸富製紙(株)
山梨県西八代郡 サンペーパー(株)	



Tetra Pak、△、「大切なものを包んでいます」は、テトラパック・グループに帰属する登録商標です。

謹賀新年

本年もよろしくお願い申し上げます。

<会長>	畠 俊一	(株)山室代表取締役社長
<副会長>	今井 一夫	(株)六甲代表取締役社長
<会計理事>	信太政光	信太商店代表取締役社長
<調査研究委員長>	紺野武郎	(株)三宗サービス代表取締役社長
<広報委員長>	吉野太郎	(株)金萬商会代表取締役社長
<財務委員長>	川村義春	多摩市リサイクル協同組合代表理事
<事業対策委員長>	佐々原正雄	(有)栗原紙材(株)代表取締役社長
	栗戸昇	(株)トベ商事代表取締役社長
	上田健	(株)三弘紙業(株)代表取締役会長
	皆川昇	(株)皆川商事代表取締役社長